

○ 食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）（抄）

（営業施設の基準）

第51条 都道府県は、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第五号に規定する食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

（営業の許可）

第52条 前条に規定する営業を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、都道府県知事は、その営業の施設が前条の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条に規定する営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を与えないことができる。

一～三 （略）

3 都道府県知事は、第1項の許可に5年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。

○ 福岡県食品取扱条例（昭和28年福岡県条例第47号）（抄）

（営業の許可）

第4条 次の各号に掲げる営業を営もうとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 ところてん製造業

二 おきうと製造業

三 次に掲げる食品の販売業

ア 豆腐

イ ところてん

ウ おきうと

エ めん類（乾めんを除く。）

オ 生あん

カ そうざい

キ 魚肉練り製品

ク アイスクリーム類

四 前号に掲げる食品の行商

五 魚介類行商

（許可の基準等）

第5条 知事は、前条各号に掲げる営業について、その営業の施設又は容器の基準を定めることができる。

2 知事は、前条各号に掲げる営業を営もうとする者の施設又は容器が前項の規定による基準に合うと認めるときは、許可をしなければならない。ただし、同条各号に掲げる営業を営もうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可を与えないことができる。

一～三 （略）

3 前条の許可に五年を下らない有効期間その他の必要な条件を付けることができる。